

平成 27 年第 2 回三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）中間案に
対する意見」への回答について（防災対策部主担当分）・・・ 1
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案
について（防災対策部主担当分）・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 伊勢志摩サミットへの対応について・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 三重県復興指針（仮称）中間案について・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 平成 27 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

◎報告事項

- 平成 27 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合
防災訓練について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

○資料

- 別冊 1 三重県復興指針（仮称）中間案
別冊 2 平成 27 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）

平成 27 年 12 月 9 日
防災対策部

1 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案に対する意見への回答
 について(防災対策部主担当分)

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
112	防災・減災 対策を進め る体制づくり	防災対策部	防災情報は、「防災みえ.jp」以外から入手する県民も多いはずである。「防災みえ.jp」に偏らない視点で目標項目の検討をしていただきたい。	防災情報は多様な手段で伝達されるべきものですが、防災情報を総合的に提供する「防災みえ.jp」ホームページから情報を得ている県民の割合は、防災情報の共有化を図る県の取組の尺度になるものと考えます。
			「安全な建築物の確保」の取組は、県土整備部所管の「適法な建築物の確保の取組」と重複していると思われるので、1つの取組にまとめよう検討していただきたい。	基本事業11205「安全な建築物の確保」は建築物の耐震化の促進を、一方、県土整備部所管の施策353の基本事業35303「適法な建築物の確保」は建築物の防火設備等の適切な維持保全をめざしています。最終案では、それぞれの基本事業の趣旨が分かるよう、基本事業の説明の記載や目標項目の名称を修正しました。
			「教育施設の防災対策」の活動指標は、県立学校に限ったものとして設定しているが、私立学校等も含めるよう検討していただきたい。	私立学校も含めた「学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率」に活動指標を変更しました。
			復興への備えについて、取組方向の中への記載を検討していただきたい。	今年度に策定する予定の「三重県復興指針(仮称)」に基づく対応について、記載しました。
			災害時要援護者である外国人への緊急情報の伝え方を検討していただきたい。例えばメールを配信する際はローマ字表記をしたりピクトグラムを使用する等、誰もが理解できる情報発信が必要であると考えます。	DONETを用いた津波到達情報に係る緊急速報メールは、日本語と英語とを併記して配信することを検討しています。なお、ピクトグラムのような画像情報は、受信する端末によっては意図どおりに表示されないことがあるうえ、文字情報に比べて情報量が多いことから、緊急に配信すべき情報に遅延が生じるおそれがあるため対応が困難と考えます。

2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」

最終案について（防災対策部主担当分）

施策 111 災害から地域を守る人づくり

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

施策 1 1 1 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相をみせる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から4年が経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識は年々低下する傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下する中で、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材がより地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を一層推進していく必要があります。
- 学校における防災教育の成果を、世代を超えて次代につなげていく必要があります。
- 大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会づくりに向け、県民の皆さんの防災意識を向上させるための取組を進めるとともに、防災活動を通じて家族の絆や地域とのつながりを感じるにより、支え合って暮らすことのできる災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、学校が行う体験型防災学習等の支援、教職員の防災に関する研修の充実など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、すみやかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	48.9% (26年度)	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、消防団と自主防災組織の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、みえ防災・減災センターと連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。	「みえ防災人材バンク」登録者の活動創 件数	—	300件
	【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数		
11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	100%
	【目標項目の説明】 家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制強化と、大規模災害時にボランティアやNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための取組を進めます。	みえ災害ボランティア支援センターに参画する団体数(累計)	8団体	12団体
	【目標項目の説明】 「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル(風水害編)」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数		

施策 1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国・市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実、強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制の整備を図ります。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定や「三重県復興指針（仮称）」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組めます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

目標項目		現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合		(調査中)	(検討中)	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標		
		目標項目	現状値	目標値
11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課)	「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	93.4% (26年度)	100%
		【目標項目の説明】 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値		
11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課)	災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練回数	8回 (26年度)	13回
		【目標項目の説明】 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数		
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課)	防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	15.0% (26年度)	30.0%
		【目標項目の説明】 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）		
11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課)	災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実、強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	19 (26年度)	24
		【目標項目の説明】 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数		

11205 安全な建築物の確保 (主担当: 県土整備部建築開発課)	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	—	100%
住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震災害に対するまちの安全性の確保を図ります。	〔目標項目の説明〕 耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合		
11206 教育施設の防災対策 (主担当: 教育委員会学校経理・施設課)	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率	県立学校 0.8% 市町立学校 26.4% 私立学校 0.0% (26年度)	県立学校 100% 市町立学校 81.6% 私立学校 77.8%
県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における防災機能の強化を図ります。	〔目標項目の説明〕 「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(文部科学省)に基づく屋内運動場天井等の対策済率 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む		
11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当: 県土整備部道路管理課)	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	93.4% (26年度)	96.5%
緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図ります。	〔目標項目の説明〕 緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合		
11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当: 防災対策部消防・保安課)	消防団員の条例定数充足率	95.3%	96.0%
消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。	〔目標項目の説明〕 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合		
11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当: 防災対策部消防・保安課)	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6% (26年度)	100%
高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナーや研修の実施などによる保安人材の育成により、適正な保安の確保を図ります。	〔目標項目の説明〕 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合		

3 伊勢志摩サミットへの対応について

1 消防特別警戒

(1) 概要

① 消防特別警戒とは

警戒対象施設（サミット会議場、首脳等宿泊施設、メディアセンターなど）における火災等の未然防止と、サミット期間中の予防警戒や災害発生時の消防活動（消火・救急・救助等）に万全を期すための体制の構築や活動です。

② 消防特別警戒の内容

○ 警防（計画の策定と活動）

サミット期間中の災害発生時の警防活動（消火・救急・救助等）に万全を期す体制、活動、訓練等の計画を策定し、有事、平時の活動及び準備を行います。

○ 予防（計画の策定と活動）

サミットの防火安全対策（関係施設等の事前査察や訓練指導、期間中の予防警戒活動等）に万全を期す体制、活動、事前査察等の計画を策定し、有事、平時の活動及び準備を行います。

(2) 現在の状況

① 考え方

伊勢志摩サミットの消防特別警戒にあたり、サミットが円滑に進行されるよう、来県される各国首脳等の要人や政府関係者、報道機関関係者らの安全・安心の確保に、消防として最大限の責務を果たす必要があります。

他方、開催地をはじめとする地域住民らに対する消防・救急体制が疎かにならないよう、十分配慮する必要があります。

このような考え方のもと、地元消防本部で担いきれない警戒に要する人員や装備について、県内さらには県外消防本部に応援を求め、一時的、局所的に消防力を強化することにより、災害の発生防止及び発生時の被害軽減を図り、もって消防責任を果たすこととします。

② 計画の策定

国（総務省消防庁）の「伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会」及びその下部組織である関係部会（警防部会、予防部会）において、警防及び予防にかかる計画の策定や必要な事項の検討が行われています。

③ サミット期間中の消防特別警戒体制の構築

サミット期間中、統括警戒本部－地区警戒本部－現地警戒本部を設置して、警戒体制を構築します。

(ア) 統括警戒本部 ⇒ サミット主会場周辺に設置する統括本部

(イ) 地区警戒本部 ⇒ サミット会議場、首脳等宿泊施設、空港、国際メディアセンター等の施設が所在する地区に設置する地区本部

(ウ) 現地警戒本部 ⇒ 警戒施設等において災害時に即座に対応する現地本部

④ サミット開催までの訓練等の実施

国（消防庁）及び関係消防本部と調整のうえ、今後しかるべき時期に、関係施設の事前査察（立入検査）や訓練、訓練指導を実施する予定です。

2 「保安」重点立入調査

（1）趣旨

伊勢志摩サミットに向けて、高圧ガスや火薬類等に関する保安確保のため、開催地域及びその周辺地域を対象として、重点立入調査を実施しています。

立入調査では、事業者へサミットに向けた保安対策のリーフレットを配布して保安の啓発も行っています。

※ 対象法令：高圧ガス保安法、火薬類取締法、液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

（2）対象地域

志摩市（サミット開催市）及び伊勢市・鳥羽市・南伊勢町（開催市の隣接市町）

（3）実施時期

平成27年11月から平成28年5月まで

H27.11～H28.1 対象地域の該当事業所を立入調査

H28.2～H28.5 必要に応じた再調査及び主要施設への重点立入調査

（4）立入対象事業所数及び立入調査体制

・本庁所管

47件 消防・保安課職員が対応

・地域事務所所管

96件 南勢志摩地域活性化局が中心となり、他の8地域事務所と協力して対応

※対象事業所数は、調査により当初計画の130件から34件少なくなりました。

3 サミットに向けた自然災害対策

（1）DONETを活用した南海トラフ地震対策

DONETの観測情報を伊勢志摩サミットの南海トラフ地震対策に活用するため、以下の対策を講じるためのシステム（名称：「地震・津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予測・伝達システム」、以下「津波予測・伝達システム」という。）を三重県庁等に整備中です。

システムの概要については、11月16日の知事定例会見において公表したところです。

また、サミットを通じて、DONETを広く国内外にPRするための準備を進めています。

① 緊急速報メールの発信

DONET が熊野灘沖の観測地点で基準を超える津波を観測すると同時に、伊勢志摩地域の住民等に緊急速報メールで津波を観測したことを伝え、速やかな避難を促すとともに、津波の観測が継続している間は、繰り返し、避難を続けるよう促します。

② 津波到達予測情報の把握

伊勢志摩地域への津波到達時間や津波高、津波浸水予測等の情報を地震発生とともに予測し、県庁や伊勢庁舎等のモニターに表示させることで、被災状況を速やかに把握し、関係機関への的確な情報提供が行える体制を構築します。

(2) 三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議における取組

サミット開催時に南海トラフ地震による揺れ・津波が発生した場合を想定し、観光関連事業者が主体となった防災・減災対策の実施につなげるため、以下の取組を実施することとしています。

取組の概要については、11月12日に開催した第3回会議の場で、報道に対し公表したところです。

なお、これらの取組については、一過性のものに終わらせることなく、サミット終了後も、伊勢志摩地域を訪れる観光客のための防災・減災対策として活用することを念頭に置いて実施していきます。

① 観光関連事業者を対象とした研修

観光関連事業者（特に宿泊施設）の防災意識の向上と対策のレベルを高めるための、研修を実施しています。研修は、市町単位で1回ずつ開催するものと、市町のなかで、地域や団体ごとにマニュアル等の作成に向けた具体的な取組を行うものに分けて実施します。

市町単位の研修については、既に南伊勢町（11月16日）、鳥羽市（11月25日）、志摩市（12月2日）において実施済みで、伊勢市については2月5日に開催する予定です。

② 従業員向けマニュアル及び津波避難マップ

観光客の避難対策のために、主に宿泊施設の従業員が、事前に必要な知識を備え、訓練等の対策を実施するためのマニュアルや、宿泊客を安全に避難させるために必要な津波避難マップを作成します。

従業員マニュアルについては、県で年内を目途に作成し、市町の地域別研修などで活用することとしています。

③ 避難訓練の実施

従業員向けのマニュアルや津波避難マップを活用した避難訓練を実施することにより、知識や技能を実践的に吸収するとともに、対策の検証を行って、災害対応の実効性を高めます。

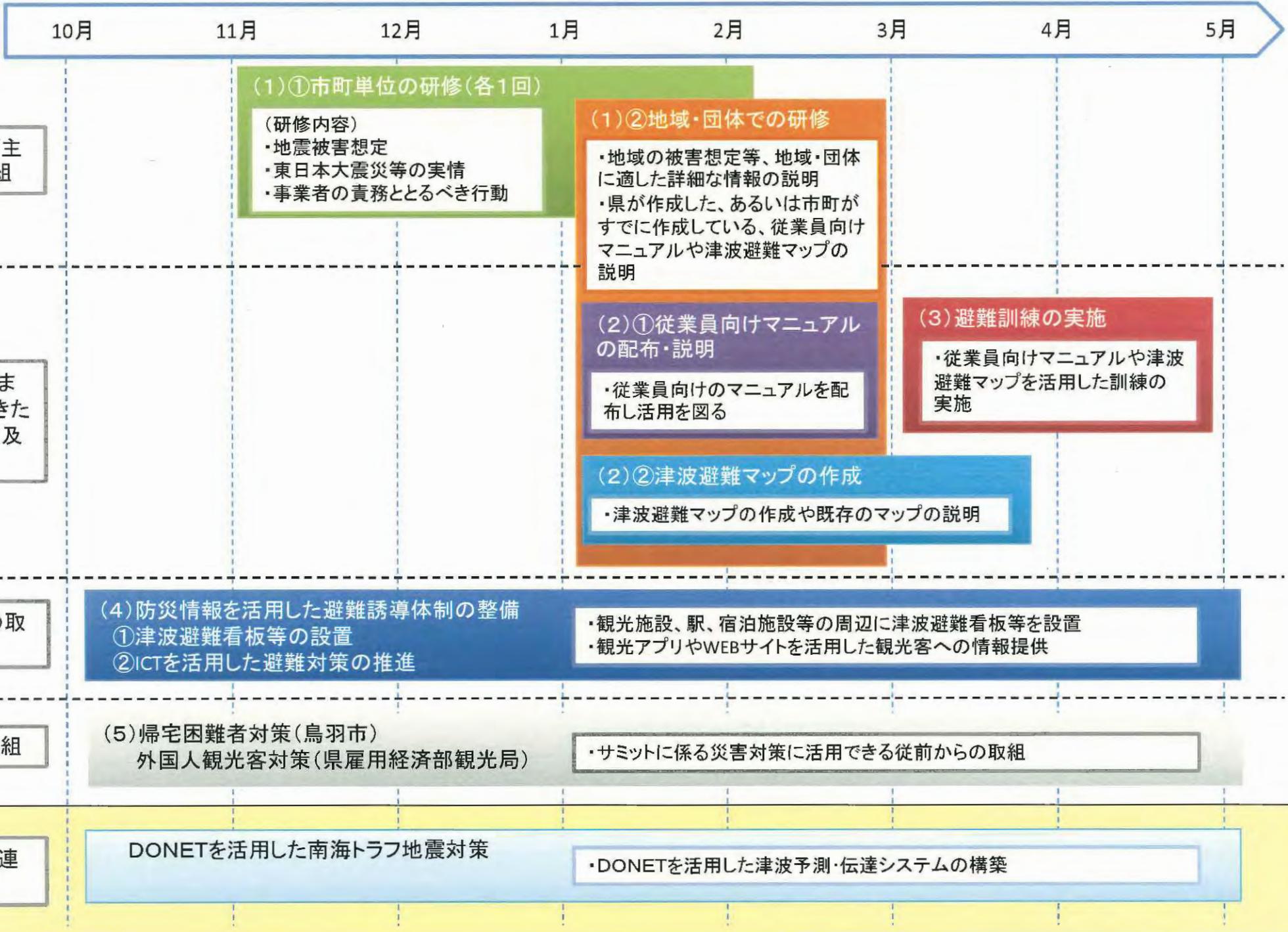
また、訓練実施にあたっては、津波予測・伝達システムに基づく緊急速報メールの運用を兼ねた訓練の実施も検討しています。

④ 防災情報を活用した避難誘導體制の整備等

観光地の地理に不案内である観光客が、迅速かつ確実に避難できるよう、避難誘導看板等の整備を進めます。一方、避難誘導看板は、観光地の景観の保護と競合する側面があることから、スマートフォン用のアプリやWEBサイト等によるハザードマップや避難所等の避難情報の提供、避難誘導を行うシステムの構築など、ICTの活用によって補っていく取組も併せて実施します。

その他、従来から実施している、風水害等の災害発生時に想定される観光客の帰宅困難者対策の取組について、地域の観光事業者や観光関係団体等が市及び県と連携しながら、帰宅困難者ワークショップや図上訓練などを実施するとともに、外国人観光客の受け入れ環境向上のための、「案内表示ピクトグラム」や「災害時コミュニケーションカード」などについて、本取組を通して活用を進めていきます。

伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議における取組の実施スケジュール



三重県伊勢志摩サミット推進本部「防災・危機対策委員会」の体制

防災対策部

【構成】

【消防関係機関】
消防特別警戒連絡協議会

県防災対策部
 県内15消防本部

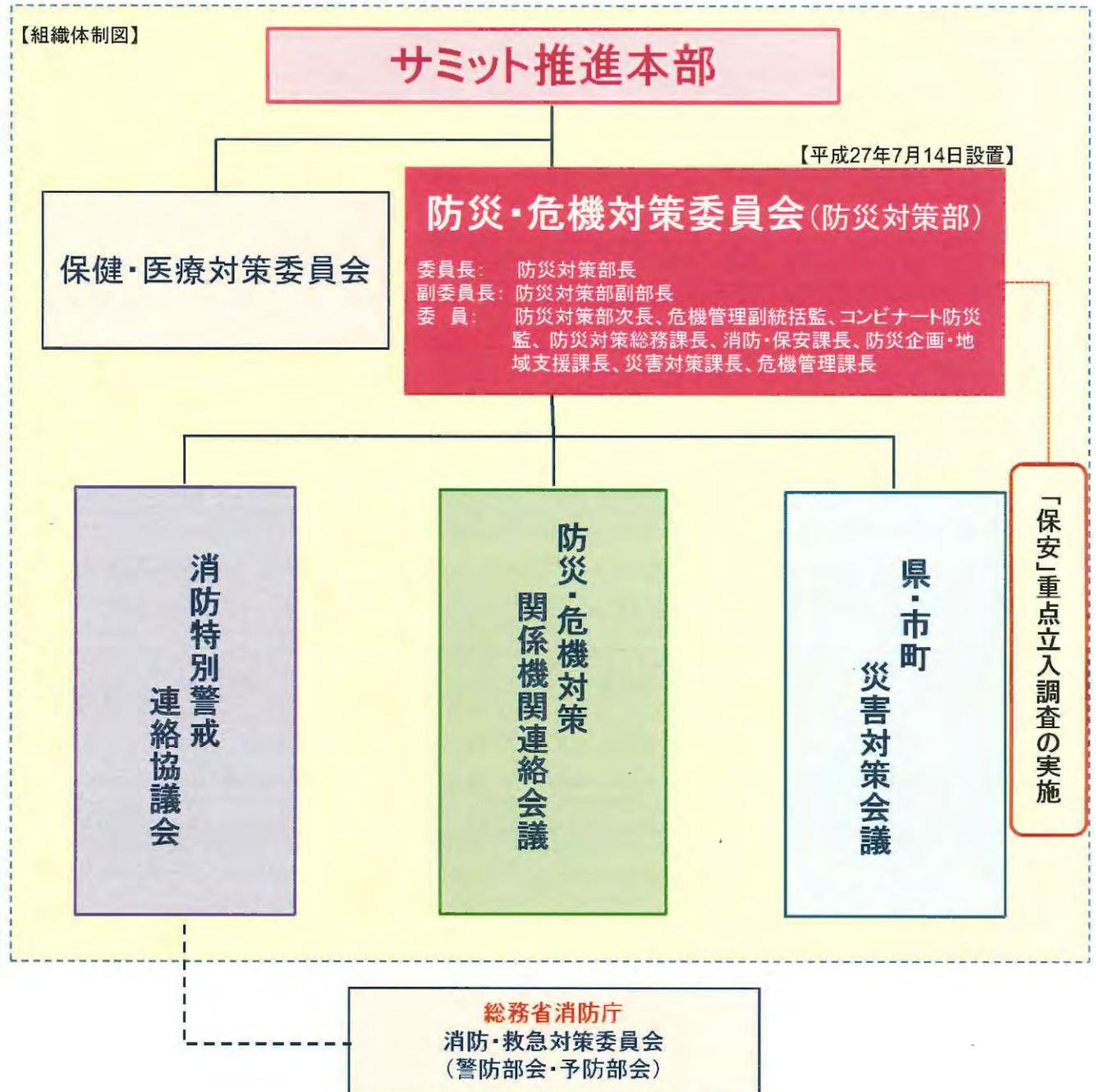
【防災関係機関】
防災・危機対策関係機関連絡会議

県防災対策部・雇用経済部(伊勢志摩サミット推進局)・
 県土整備部・健康福祉部(医療対策局)
 県警察本部
 志摩市(総務部地域防災室)
 消防本部(四日市・志摩広域)
 自衛隊
 海上保安庁

【関係市町】
県・市町災害対策会議

県防災対策部・南勢志摩地域活性化局
 志摩市総務部地域防災室
 伊勢市危機管理部危機管理課
 鳥羽市総務課危機管理室
 南伊勢町防災課

【組織体制図】



4 三重県復興指針（仮称）中間案について

1 検討経過について

「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けて、10月8日に開催された防災県土整備企業常任委員会において、「骨子」を説明したところですが、その後、庁内検討のほか、東日本大震災の被災地等における状況調査の実施、学識経験者等で構成される専門部会での議論、市町への意見照会などを経て、このたび、現在の策定状況について、「中間案」としてとりまとめを行いました。

2 三重県復興指針（仮称）中間案について（資料1、別冊1）

第1章 三重県復興指針（仮称）がめざすもの

第1章では、「なぜ、事前に復興指針を策定しておかなければならないのか。」「復興指針がめざすものは何か。」など、復興指針の必要性や目的について、東日本大震災の発生から5年が経過する中での被災地の復興状況をふまえながら、述べています。

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

第2章では、震災に直面した際、「私たちの目の前にどのような惨状が広がるのか。」、復興プロセスにおいて、「どのような事態が想定されるのか。」などの事項について、三重県が平成26年3月に公表した「三重県地震被害想定調査」の結果や過去の震災復興の事例から整理しています。

第3章 「復興」の基本理念

第3章では、震災発生後の復興プロセスにおいて、「自らの健康や大切な人間関係を喪失しないためには、どうすればよいか。」「そのためには、どのような考え方のもとに復興事業を推進すべきか。」といった、忘れてはならない「『復興』の基本理念」について整理しています。

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

第4章では、震災発生後、できるだけ早期に三重県復興計画（仮称）を策定して、いち早く復興事業に取りかかれるよう、第3章で掲げた「復興」の基本理念をふまえながら、「いつ何をすればよいか。」など、市町の役割も含めた具体的な対策等について示しています。

第5章 地域コミュニティの再生に向けて

第5章では、「人間らしい生活を取り戻し、真の意味の復興（復幸）を成し遂げるにはどうすればよいか。」との問いに対する一つの答えとして、第4章に掲げた対策等を補完する形で、「復興」の基本理念に直接的に関わる取組について述べています。

参考資料

東日本大震災をはじめとする過去の震災復興において、被災自治体が発行した記録誌、国がまとめた報告書など、復興関連資料を収集し、リストアップの上、巻末に、参考資料として掲載していきます。

3 今後の進め方について

今後、引き続き、過去の震災復興における取組事例の収集、関係部局との調整を進めるほか、平成28年1月に予定している専門部会の開催、市町に対する意見照会の実施、さらに被災地派遣を経験した職員との意見交換等にも努めていきます。

また、表やグラフの挿入など、誌面のさらなる充実も図っていきます。
これらの作業を通じて、平成28年3月の公表をめざします。

第1章 三重県復興指針(仮称)がめざすもの

第1章では、「なぜ、事前に復興指針を策定しておかなければならないのか。」「復興指針がめざすものは何か。」など、復興指針の必要性や目的について、東日本大震災の発生から5年が経過する中での被災地の復興状況をふまえながら、述べることとする。

1 復興指針策定の背景

～東日本大震災の発生から5年が経過して～

- 被災地では、復興に向けた懸命の取組が続けられているが、未だ多くの被災者が元の生活を取り戻すことができていない。
- 震災後に描いたビジョンどおりに復興が進んでいる地域は極めて少ないのが現状。復興はまだまだ道半ば。むしろ長期化の様相を見せている。

2 復興指針策定の目的

(事前準備の必要性)

- 近い将来、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が確実視される三重県にとって、東日本大震災の被災地で懸命の努力が続けられている姿は、決して他人事ではなく、「三重県の未来を映し出す鏡」と言える。
- 災害が発生してから復興のことを考え始めたのでは遅い。
- 大災害に見舞われても、速やかな復興作業が円滑に進められるよう「事前準備」をしっかりとしておくことが必要である。
- 「三重県復興指針(仮称)」は、復興に向けた事前準備として、「復興対策の手順の明確化」を図るための「手順書」あるいは「マニュアル」として策定するものである。

(復興指針の活用者)

- 本指針を活用する時機は、震災発生後であり、復興方針や復興計画の策定に携わる県職員、復興計画に掲げる事業を推進する県職員による活用を想定。
- あわせて、災害時に最前線で復興作業に従事しなければならない市町職員による活用も想定。

	県	市町	県民・事業者等
大規模災害発生時	「三重県復興方針(仮称)」及び「三重県復興計画(仮称)」を速やかに策定するための指針として活用	復興計画を速やかに策定するための指針として活用	—
平時	復興に向けた準備に取り組むための指針として活用	復興に向けた準備に取り組むための指針として活用	震災発生後の復興プロセスをあらかじめイメージしておくための資料として活用

3 復興指針の位置づけ

(関連法令との関係)

- 復興法に基づき策定する「三重県復興方針(仮称)」、三重県防災対策推進条例に基づき策定する「三重県復興計画(仮称)」、それぞれの検討に資するものとする。

【大規模災害からの復興に関する法律 第9条】

(前略)都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針(以下「都道府県復興方針」という。)を定めることができる。

【三重県防災対策推進条例 第75条】

県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される状況

第2章では、震災に直面した際、「私たちの目の前にどのような惨状が広がるのか。」、復興プロセスにおいて「どのような事態が想定されるのか。」などの事項について、三重県が平成26年3月に公表した「三重県地震被害想定調査」の結果や過去の震災復興の事例から整理することとする。

1 想定される被害の様相

(全壊家屋) 三重県 約70,000棟(過去最大) / 東日本大震災 約128,000棟
(仮設住宅必要戸数) 三重県 13,003棟(同上) / 岩手県 17,622棟、宮城県 48,151棟 等

2 復興プロセスにおいて想定される事態

～震災復興における実例や課題をふまえて～

(1) 計画的復興に向けた行政運営において想定される状況

- 復興計画の策定に時間を要し、早期に復興ビジョンを示すことができない
- 行政機能が著しく低下し、人員不足が限界に達する

(2) 地域の再生や生活の再建において想定される状況

- 生活の拠点となる住まいの確保が計画どおりに進まない
- これまで築いてきた人間関係が希薄化、喪失する
- 復興プロセスにおいて被災者に格差が生じる
- 雇用のミスマッチが発生するとともに、安定的な雇用の確保が困難となる
- 被災者生活が長期化する
- 従前から抱えていた地域の課題が、震災を契機にさらに加速化・顕在化する

(3) なりわいや産業の復興において想定される状況

- 被災した農林水産事業者の営農や操業再開が遅れる。失った販路を再び確保することが困難となる
- 被災した商工業者が操業停止や事業縮小に追い込まれる。また、事業再開が遅れる
- 観光需要が大きく落ち込み、その後も伸び悩む

第3章 「復興」の基本理念

第3章では、震災発生後の復興プロセスにおいて、「自らの健康や大切な人間関係を喪失しないためには、どうすればよいか。」「そのためには、どのような考え方のもとに復興事業を推進すべきか。」といった、忘れてはならない『復興』の基本理念について整理することとする。



1 「人間」と「人間関係」の回復

- 大規模災害からの長引く復興は、人々から健康を奪うだけでなく、生命をも奪い、つまりは「人間」を崩壊させていくことになる。そして、そのことが、復興自体を遅らせるという悪循環を生む。
- また、災害が発生した瞬間から被災者の格差は生じ、長引く復興がそれをさらに助長し、「人間関係」をも破壊していく。
- 復興事業が進み、いつしか新たな「まち」が生まれ、なりわいや産業が戻ってきたとしても、そのとき、一人ひとりの住民が「幸福」を実感していない限り、真の意味の復興はない。
- 別の言い方をすれば、「人間」や「人間関係」が壊れていない状態、あるいは、回復している状態が実現しない限り、真の復興はない。
- 「復興」は文字どおり「復幸」でなければならない。

2 地域コミュニティの再生

- 「人間」が壊れないようにできるのは、また、「人間」を回復させることができるのは、「社会環境」である。すなわち、その人を取り巻く「地域コミュニティ」の存在である。
- 大規模災害により、地域コミュニティが破壊されてしまうと、住民はバラバラになり、被災前の住宅から避難所へ、そして仮設住宅へ、その後さらに災害公営住宅へと、転々と移り住むたびに新たなコミュニティを形成しなければならなくなる。
- 「人間」と「人間関係」が破壊されるのを食いとめ、あるいは回復させ、一人ひとりが真の意味の復興を遂げるためには、平時からの地域コミュニティの形成について重視しながらも、それが破壊された後、いかにして円滑に「地域コミュニティの再生」を図るか、このことがより重要となる。
- そこで、本指針では、復興プロセスにおける「人間」と「人間関係」の回復をめざし、一人ひとりの幸福につながる真の意味の復興(復幸)事業を進めるため、「地域コミュニティの再生」を「復興」の基本理念として掲げることとする。

※本章では、「地域コミュニティの再生」について、次の二つの意味で使用している。
ひとつは、幸いにしてコミュニティが残った場合でも、その中で生じた人間関係の亀裂を埋め、また、結び直すことにより、再び健全な状態に戻すこと、という意味である。
もうひとつは、コミュニティが破壊され、住民がバラバラとなってしまう、全くゼロの状態から、新たなコミュニティを立ち上げ、形成しなければならなくなったとき、その作業を円滑に進めること、を言っている。

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

第4章では、震災発生後、できるだけ早期に三重県復興計画(仮称)を策定して、いち早く復興事業に取りかけられるよう、第3章で掲げた「復興」の基本理念をふまえながら、「いつ何をすればよいのか。」など、市町の役割も含めた具体的な対策等について示すこととする

1 復興に向けた対策

- 岩手県や宮城県をはじめとする被災自治体の復興計画等を参考として、復興プロセスにおいて取り組むべき対策と取組項目案を記載。

I 計画的復興に向けた行政運営

<計画的復興に向けた体制整備>

- (1) 行政機能の回復
 - 非常時優先業務の継続
 - 人的資源の確保(他県からの派遣受入)
 - 人的資源の確保(任期付き職員等の採用)
- (2) 復興体制の整備
 - 三重県震災復興本部(仮称)の設置
 - 三重県復興方針(仮称)の策定
 - 三重県復興計画(仮称)の策定
 - 三重県復興計画(仮称)の進行管理
- (3) 市町支援
 - 被災した市町への職員の派遣
 - 市町の復興計画の策定支援
- (4) 財政面の措置
 - 復興事業にかかる財政需要見込額の算定
 - 復興財源の確保
- (5) 情報提供
 - 被災地調査の受入調整
 - 復興状況の把握と情報提供
 - 復興記録誌の作成

II 地域の再生や生活の再建

<住まいと暮らしの再建>

- (1) 被災住宅の応急対策
 - 応急危険度判定の実施
 - 住宅の被害認定調査の実施(罹災証明の発行)
 - 被災者による自宅の応急修理支援
- (2) 緊急の住宅確保
 - 住民の住宅再建意向の把握
 - 応急仮設住宅用地の確保
 - 応急的な住宅の供給計画の作成
 - 応急仮設住宅(借上げ)の確保
 - 応急仮設住宅の建設
 - 応急仮設住宅の長期利用化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組
- (3) 恒久的な住宅の供給
 - 恒久的な住宅の供給計画の作成
 - 災害公営住宅の建設
- (4) 災害廃棄物の処理
 - 廃棄物処理施設の被害状況の把握
 - 被災現場からの災害廃棄物の撤去
 - 市町二次仮置場からの災害廃棄物の撤去
 - 市町三次仮置場(二次仮置場(県設置))からの災害廃棄物の撤去
- (5) 雇用の維持・確保
 - 雇用状況調査の実施
 - 雇用維持にかかる支援制度の周知
 - 離職者の生活・再就職支援



第5章 地域コミュニティの再生に向けて

第5章では、「人間らしい生活を取り戻し、真の意味の復興(復幸)を成し遂げるにはどうすればよいか。」との問いに対する一つの答えとして、第4章に掲げた対策等を補完する形で、「復興」の基本理念に直接的に関わる取組について述べることにする。

1 「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組

- 第4章で掲げた取組を確実に実施することができれば、真の意味の復興(復幸)に近づくことができる。しかし、ひとたび壊れてしまった「人間」や「人間関係」は容易には元に戻らない。
- そこで、これらの対策を補完する、さらにきめ細やかな取組、「復興」を見据えての平時からの取組が必要となる。

〇ちから・いのち・きずなプロジェクト

「共助」の重要な担い手である消防団と自主防災組織がそれぞれの役割分担を明確にして、「防災」や「復興」の観点から地域の絆づくりを進める。援護者・要援護者の垣根を越えた社会環境を、「地域の組織力」を活用し築いていく。

〇災害ボランティア

被災者一人ひとりが望む復興(復幸)をそばで寄り添いながら支援できる存在がボランティアである。平時から災害ボランティアの活動環境の整備に取り組む。

〇防災教育

将来を見据えたとき、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」や「ボランティア」の主役となるのは、今を生きる子どもたちである。防災教育を通じて、次世代の地域防災の担い手を育てる。

2 平時からの取組の延長線上にある取組

- さらに、平時からの取組の延長線上には、復興プロセスの中で、よりきめ細やかな取組として具現化されるものがある。
- 東日本大震災の被災地では、被災者一人ひとりに寄り添って見守り支援を行うための体制づくり、被災者が相互に力を合わせて課題解決を図ることができる体制づくりなどの取組が見られた。
- 平時からの取組とその姿勢が、いざ災害時に、速やかに、かつ円滑に、こうしたきめ細やかな取組を展開することへと結びつくこととなる。



仮設住宅の見守り支援

出所:宮城県「東日本大震災復興旧期の取組記録誌(平成27年3月)」

参考資料

- ※東日本大震災をはじめとする過去の震災復興において、被災自治体が発行した記録誌、国がまとめた報告書など、復興関連資料を収集し、リストアップの上、巻末に、参考資料として掲載する。
- ※最終案をとりまとめる段階で記載する。

(6)被災者への経済的支援

- 税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施
- 義援金、被災者生活再建支援金の配分
- 被災者生活再建の手引きの作成

(7)保健・医療・福祉対策

- 要配慮者の被災状況の把握
- 医療施設の復旧
- 社会福祉施設の復旧
- 被災者の心と身体への健康支援

(8)学校の再開

- 児童生徒等の被災状況の把握
- 学校施設の復旧・再建(教室の確保)
- 応急教育計画の策定
- 被災児童生徒への経済的支援
- 児童生徒に対するこころのケアの実施

(9)ボランティアの受入体制の整備

- みえ災害ボランティア支援センターの設置
- 復興に向けたボランティア活動への支援

<まちの復興>

(10)公共土木施設の復旧・復興

- 被災状況の把握と応急工事の実施
- 道路、港湾等の交通基盤の確保・整備
- 海岸・河川等の県土保全
- 上下水道・工業用水道等のライフラインの復旧
- 公園、緑地の復旧

(11)安全な市街地の整備(復興まちづくり)

- 被害を受けた市街地における建築制限の実施
- 被災市町の復興まちづくり計画の策定支援
- 被災市町の復興まちづくりの円滑な推進
- 市街地整備(復興)の支援

(12)文化の再生

- 文化財・歴史的建造物等の被災状況の把握
- 被災文化財等の修理・修復
- 文化・社会教育施設の再開



震災後初の作付(宮城県)



仮設による復興食堂(岩手県)

出所:(左)宮城県「東日本大震災復興旧期の取組記録誌(平成27年3月)」,
(右)三重県撮影

Ⅲ なりわいや 産業の復興

<産業・経済の復興>

(1)農業の経営再建

- 農業の被害状況の把握
- 被災農地及び農業用施設の復旧・機能の回復
- 農業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- 安定生産に向けた技術支援
- 県産農産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(2)林業の経営再建

- 林業の被害状況の把握
- 林産施設、林道等の復旧・機能の回復
- 林業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- 県産木材の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(3)水産業の経営再建

- 水産業の被害状況の把握
- 漁港、漁場、水産加工施設等の復旧・機能の回復
- 漁業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- 県産水産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(4)商工業の再建

- 商工業の被害状況の把握
- 商工業者の経営再建に向けた相談等の実施
- 二重債務問題の解決に向けた支援
- 仮設店舗・工場等での事業再開の支援
- 販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(5)観光業の再建

- 観光業の被害状況の把握
- 観光事業者の再建、観光地の復旧に向けた支援等の実施
- 自粛ムードにより沈滞した国内外の観光需要の喚起

5 平成27年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について

1 目的

三重県では、自然災害に対する県民の備えや防災に関してのニーズを把握して、県の防災・減災対策に活用するため、平成14年度から毎年「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

平成27年度の調査内容は、設問ごとの経年変化を捉える必要があることから、基本的に昨年度の設問項目を踏襲していますが、設問の一部については、次のとおり追加、変更しています。

今年7月に国が防災基本計画の修正において、近年の災害対応の教訓を踏まえ、いわゆる「垂直避難」などの避難行動の重要性を明記したことから、風水害時の避難行動に関する設問を精査し、新たな調査項目を加えるなどの変更を行いました。

また、平成29年度からの運用を目指す、新しい「三重県防災情報プラットフォーム」の構築へと活かすため、防災情報の発信に関する設問について、新たな調査項目を加えるなどの変更を行いました。

このたび、本年度の集計結果(速報)を取りまとめましたので、その概要を報告します。

2 調査方法

無作為抽出により県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：平成27年10月9日から平成27年10月23日まで
- (3) 回収率：60.3% (3,014人/5,000人) ※H26：58.0%
- (4) 設問数：55問(枝問含む) ※H26：53問

3 調査結果の概要

主な調査結果の概要については、次のとおりです。(全体の結果は別冊資料参照)
※無効な回答者分の回答率は記載していません。

○問1 東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり(継続項目)

東日本大震災の発生から4年半あまりが経過しました。発生時と比べてあなたの防災意識に変化はありますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている	東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている(又はさらに高まった)	東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある	東日本大震災発生時に特に危機意識は持たなかった
回答率	10.8%	27.7%	56.6%	3.4%
<H26>	11.7%	29.6%	52.7%	3.9%
<H25>	13.4%	35.0%	45.0%	4.1%

東日本大震災から4年半あまりが経過し、県民の防災意識の変化について、「東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人の割合は27.7%（H26：29.6%、H25：35.0%）と年々低下し、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」人の割合は56.6%（H26：52.7%、H25：45.0%）と年々上昇しています。

東日本大震災発生直後に芽生えた県民の危機意識の低下に歯止めがかからず、昨年度に引き続き厳しい結果となりました。県民の危機意識なしには、「防災の日常化」を目指すことは出来ません。防災・減災対策の根幹となる「自助」、「共助」の取組を継続・推進させるためにも、粘り強く危機意識を風化させない対策を講じ続けることが大切です。

○問2 夜間の大地震に遭遇した際の避難行動(継続項目)

夜遅くあなたがご自宅にいたとき、突然、今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、停電もしています。揺れが収まった後、あなたは避難しますか。

(一つだけ○)

	1	2	3
選択肢	すぐに避難する	しばらく様子を見てから避難する	避難しない
回答率	17.9%	71.3%	10.2%
<H26>	19.6%	66.9%	12.2%

夜間の大地震に遭遇した際の避難行動について、避難行動を取ろうとする県民の割合は89.2%と増加する一方で、「すぐに避難する」と回答した県民の割合は低下しています。

巨大地震が発生すると、余震による家屋倒壊などの2次被害の可能性があるため、早い段階から命を守る行動を取ることができるよう、市町と連携して、正しい避難行動を促していく必要があります。

○問6 お住まいの地域の風水害による危険性の認知度(継続項目)

あなたがお住まいの地域の風水害（高潮や川のはん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の危険性について、どの程度ご存知ですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	高潮による浸水の危険性があることを知っている	川のはん濫による浸水の危険性があることを知っている	内水はん濫による浸水の危険性があることを知っている	自分の家が土砂災害の危険性がある地域内又はその近くにあることを知っている	自分の家が浸水や土砂災害の被害を受けない、安全な場所にあることを知っている
回答率	20.9%	34.5%	10.6%	12.4%	36.2%
<H26>	21.8%	37.3%	10.4%	12.9%	35.4%
	6				
選択肢	地域の風水害の危険性についてあまり知らない又はあまり考えたことがない				
回答率	15.2%				
<H26>	13.8%				

お住まいの地域の風水害による危険性について、15.2%の方が「地域の風水害の危険性についてあまり知らない又はあまり考えたことがない」と回答されています。

風水害対策において、地域の風水害のリスクを把握しておくことは、最も基本的な対策であり、全ての県民がお住まいの地域の危険性を理解し、正しい避難行動がとれるよう、市町及び関係機関と連携して更なる周知を図っていく必要があります。

○問7 局地的大雨等の避難行動(継続項目)

近年、国内では局地的な大雨が頻発し、甚大な浸水被害や土砂災害が発生しています。あなたのお住まいの地域で、これまでに経験のない大雨が急に降りだし、降り続いたとします。あなたは、このような状況において、どのような避難行動をとりますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	移動が困難な状況であっても、自宅より安全な避難所等に避難しようとする	周辺の様子を見て、避難するか自宅に留まるかを判断する	気象情報等でこれまでの総雨量や今後の予報を確認して、避難するか自宅に留まるかを判断する	市から「避難勧告」や「避難指示」等が出されてから避難するかしないかを考える	避難しない(避難の必要がない)
回答率	3.5%	37.8%	20.1%	23.8%	8.2%
<H26>	1.5%	30.6%	18.7%	28.0%	11.1%
	6				
選択肢	わからない				
回答率	2.8%				
<H26>	3.6%				

局地的大雨等の際の避難行動について、速やかな避難行動を取り、様々な情報を収集して避難判断を行おうとするなど、受身ではなく、自ら積極的に避難の可否を検討

しようとする県民の割合が増えています。

風水害による危険性は多種多様であり、積極的に情報収集し、自らの判断で、早い段階から命を守る行動を取ることができるよう、引き続き市町と連携して、正しい避難行動への理解を促していく必要があります。

○問8 台風時等の避難行動(見直し項目)

あなたは、台風や大雨などによる避難勧告等がお住まいの地域に発表されるなど身の回りに危険が近づいている状況で、自宅から離れた安全な場所に避難した経験がありますか。(一つだけ○)

	1	2	3
選択肢	避難したことがある	避難したことが無い	そのような状況を経験したことがない
回答率	7.8%	37.8%	53.5%

台風や大雨時に避難勧告等が発表されている状況で避難した経験について、身の周りの危険を感じながらも37.8%の方が「避難したことが無い」と回答されており、「避難したことがある」を選択した方は7.8%と低い結果を示しています。

より多くの県民が危機感を持って、自発的な避難行動を取れるよう、的確な避難行動につながる情報発信のあり方を検討するとともに、啓発を強化する必要があります。

○問9 垂直避難などの行動(新規項目)

局地的な大雨など、避難場所や避難所への移動がかえって危険を伴う場合、「垂直避難」などの行動を取ることが望まれますが、このような避難行動についてあなたの経験や考えにもっとも近いのは次のうちどれですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	「垂直避難」などの避難行動を知っている、取ったことがある	「垂直避難」などの避難行動を知っている、取ったことがない(必要ない)	「垂直避難」などの避難行動を知らなかったが、今後は取る	「垂直避難」などの避難行動を知らなかった、今後も取らない(必要ない)
回答率	6.0%	42.4%	36.3%	9.4%

局地的な大雨など時間的余裕のない場合に有効な「垂直避難」などの避難行動に対する理解度について、45.7%の方が「垂直避難」などの避難行動を知らなかった」と回答されています。

一方で、48.4%の方が「垂直避難」などの避難行動を知っている」と回答されていますが、実際に避難行動を取った経験のある方は6.0%にとどまっています。

様々な避難の方法を理解した上で、状況に応じた適切な避難行動を取ることができるよう一層の啓発に取り組む必要があります。

○問 10 家庭での防災対策の状況(継続項目)

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	3日分以上の飲料水を備蓄している(ご家族ひとり一日あたり3リットルとして計算してください)	3日分以上の食料を常に確保している	懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	災害が起きたとき避難する場所を決めている	災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用など、家族間の連絡方法を決めている
回答率	30.6%	24.5%	46.7%	39.4%	11.4%
<H26>	31.6%	27.2%	50.3%	40.8%	12.3%
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がバラバラになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料メーターが半分程度になった時点で、満タン給油している	お風呂にいつも水を入れてある	ガラスが壊れて飛び散らないよう防止対策をしている
回答率	20.9%	16.6%	20.1%	11.7%	5.4%
<H26>	22.5%	15.7%	20.0%	11.9%	6.1%
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオなどを置く場所を決めている	懐中電灯や携帯ラジオの電池交換など、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている
回答率	35.0%	53.2%	18.0%	12.8%	3.1%
<H26>	35.1%	56.1%	20.2%	13.2%	2.9%
	16	17	18	19	20
選択肢	本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている	寝室に転倒の危険性のある家具類などを置いている	地震・高潮・洪水等の自然災害に対応した保険に加入している	風水害等に備えて土のう等を準備している	その他
回答率	13.8%	35.4%	29.6%	1.0%	2.4%
<H26>	13.3%	34.4%	28.5%	1.5%	2.5%
	21				
選択肢	特に対策をとっていない				
回答率	11.1%				
<H26>	11.4%				

家庭の防災対策について、「3日分以上の飲料水を備蓄している」家庭の割合は30.6% (H26 : 31.6%)、「3日分以上の食料を常に確保している」家庭の割合は24.5% (H26 : 27.2%) と、前回と比べ、低下する結果となりました。

基本的な「自助」の防災活動である飲料水や食料の備蓄が進んでいないことは課題であり、個人備蓄を促進させるため、引き続き、啓発に取り組む必要があります。

○問 11 家具固定の進捗及び家具固定なし等による危険性の意識度(継続項目)

ご自宅では、家具類や冷蔵庫、テレビなどが転倒しないよう固定をしていますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	大部分固定している	一部固定している	固定していない	固定する必要がない
回答率	10.4%	39.6%	47.8%	1.3%
<H26>	10.7%	40.0%	46.9%	0.9%

「2. 一部固定している」、「3. 固定していない」、「4. 固定する必要がない」と回答された方にお尋ねします。あなたのご自宅は、一部の家具固定や家具固定なしでも、ケガをしない、家屋から脱出できなくなることがない等、安全な状態にありますか。(一つだけ○)

	1	2
選択肢	安全な状態にある	安全な状態とは言えない
回答率	36.3%	61.1%
<H26>	36.5%	59.9%

「2. 安全な状態とは言えない」と回答された方にお尋ねします。家具類の固定をしない理由は何ですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	大地震はすぐには起きないと思うから	手間がかかるから	費用がかかるから	固定しても被害は出ると思うから	固定の方法がわからないから
回答率	13.7%	48.0%	27.1%	28.2%	15.8%
<H26>	12.8%	47.1%	27.6%	30.3%	12.8%

ご自宅の家具固定について、「大部分固定している」は全体の10.4%でした。

その一方で、「一部固定している」、「固定していない」、「固定する必要がない」と回答された方(88.7%)を対象に、ケガをすることなく、家具等から安全に脱出できる状態か聞いたところ、61.1%の人が「安全な状態とは言えない」と回答されています。

このような状態で大地震が発生した場合、家具転倒で怪我をしたり、入口をふさいだりするなどして、火災や津波で命を落とす可能性が高まるため、この結果は大きな課題と言えます。引き続き、家庭等の家具固定が促進されるよう、市町と連携した啓発に取り組む必要があります。

○問 14 災害時にインターネットで知りたい情報(新規項目)

災害時にインターネットで、どのような情報を知りたいかお答えください。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	気象情報(天気・警報/注意報・雨量・水位等)	避難情報(避難勧告・指示など)	避難所情報	医療・救援情報	交通・道路情報
回答率	74.4%	66.3%	49.8%	42.9%	59.3%
	6	7	8	9	10
選択肢	ライフライン(電気・ガス・水道・電話)情報	被害情報(詳細):文字による被害詳細情報	被害情報(概要):地図情報	ライブカメラなどの映像情報	災害、天気に関するニュース
回答率	59.4%	33.6%	33.3%	30.3%	36.5%
	11	12			
選択肢	県、市町からのお知らせ	その他			
回答率	38.2%	4.8%			

災害時にインターネットで知りたい情報について聞いたところ、気象情報や避難情報等、県民生活に直結した項目へのニーズが高いことが分かりました。

また、「被害情報(概要):地図情報」等、画像により可視化された情報へのニーズも同様に高いことが分かりました。

これらの結果を参考に、平成29年度から運用を予定している新しい「防災情報プラットフォーム」に適切に反映させ、県民に対して災害時に多種多様な情報をより分かりやすく、的確に発信することとします。

○問 17 避難場所や避難所及び避難経路の認知度(継続項目)

あなたは、自宅付近の避難場所や避難所がどこにあるかご存じですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	避難場所も避難所も知っている	避難場所だけ知っている	避難所だけ知っている	避難先は知っているが、避難場所と避難所の区分はわからない	知らない
回答率	51.3%	12.6%	4.4%	21.2%	9.3%
<H26>	50.5%	13.5%	4.6%	21.9%	7.6%

「1. 避難場所も避難所も知っている」、「2. 避難場所だけ知っている」、「3. 避難所だけ知っている」と回答された方にお尋ねします。あなたは、避難場所や避難所までの避難経路について、どの程度ご存知ですか。(一つだけ○)

	1	2	3
選択肢	避難場所や避難所までの経路上にある危険箇所の有無や通れないときの迂回路の有無などを知っている	避難場所や避難所までの経路は知っているが、危険箇所や迂回路は知らない	どの経路で避難すればよいか分からない
回答率	50.3%	40.3%	7.3%
<H26>	51.0%	40.1%	6.8%

避難場所や避難所を知っている方のうち、40.3%の方が、「避難場所や避難所までの

経路は知っているが、危険箇所や迂回路は知らない」、7.3%の方が「どの経路で避難すればよいか分からない」、と回答されています。

現在、各市町で災害対策基本法の改正に基づく避難場所や避難所の見直しが進められていることから、これを機にタウンウォッチングを取り入れた防災訓練を推奨するなど、実際の避難行動に役立つ取組が、各地域で進められるよう、支援していく必要があります。

○問 18 地域や職場での防災活動への参加状況(継続項目)

あなたは、過去1年間に、お住まいの地域や職場での防災活動(問19の選択肢参照)に参加したことがありますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	地域の防災活動に参加した	職場の防災活動に参加した	地域と職場、両方の防災活動に参加した	参加していない
回答率	27.3%	15.8%	4.3%	51.2%
<H26>	25.5%	18.3%	5.1%	49.6%

過去1年以内に「地域や職場の防災活動に参加した」人の割合は、47.4%<内訳：地域27.3%、職場15.8%、地域・職場4.3%>(H26：48.9%、内訳：地域25.5%、職場18.3%、地域・職場5.1%)と昨年度よりも少し低下しました。

内訳として、職場における防災活動の参加率は低下していますが、地域における防災活動の参加率は上昇しています。

東日本大震災以降、順調に高まっていた地域や職場の防災訓練の参加状況について、平成26年度調査から下降に転じ、今回の調査でさらに低下する結果となりました。

地域や企業における防災訓練等の機会や周知が適切になされていたか要因分析をおこない、市町や企業等の協力を得ながら、今後の対策を講じる必要があります。

問 23 お住まいの地域の消防団に期待する活動(継続項目)

あなたが住まいの地域の消防団に期待する活動はどのようなものがありますか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	火災時の消火活動	火災予防や防災意識向上のための啓発活動	風水害時の水防活動	応急手当等の普及啓発活動	地域の消防訓練等の指導
回答率	79.5%	33.3%	49.7%	29.9%	30.1%
<H26>	73.5%	30.2%	48.4%	28.4%	29.1%
	6	7	8		
選択肢	大規模災害時の救援・救護や避難誘導	ない	その他		
回答率	55.1%	4.9%	2.0%		
<H26>	55.5%	2.9%	2.1%		

地域の消防団に期待する活動について、79.5%の方が「火災時の消火活動」に高い期待をしているほか、消火活動以外にも、55.1%の方が「大規模災害時の救援・救護や避難誘導」に、49.7%の方が「風水害時の水防活動」に期待しており、災害発生時の活動について、幅広い役割が消防団に求められています。

○問 24 自主防災組織の認知度と活動状況(継続項目)

あなたのお住まいの地域は、自主防災組織（町内会・自治会などを母体とした、地域の住民が防災活動をする組織）がありますか。また、活動状況はどうか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	ある(活発に活動している)	ある(あまり活発に活動していない)	ある(活動状況はよくわからない)	自主防災組織がない	わからない
回答率	14.8%	15.6%	25.6%	6.4%	35.1%
<H26>	13.8%	14.4%	23.3%	6.2%	35.5%

お住まいの地域に自主防災組織が「ある」と回答された方は56.0%となりましたが、自主防災組織の活動状況について、41.2%の方が「あまり活発に活動していない」、「活動状況はよくわからない」と回答されています。また、35.1%の方が自主防災組織の存在そのものを「わからない」と回答されています。

災害発生時においては、地域での「自助」、「共助」の取組が大きな役割を果たすことから、市町と連携して自主防災組織の活性化を図る必要があります。

○問 25-1 学校の防災教育の家庭での認知度(継続項目)

三重県では、「防災ノート」等防災教育用の教材を作成・配布し、学校での活用を要請するなど、学校での防災教育の充実に取り組んでいます。あなたは、お住まいの児童生徒が通っている学校の防災教育についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

※ 複数の児童生徒がいる場合は、一番年下の児童生徒が通っている学校についてお答えください。

	1	2	3	4
選択肢	学校の防災教育の内容を知っている。学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	学校で防災教育が行われているかどうかわからない
回答率	15.3%	16.4%	33.9%	31.7%
<H26>	19.2%	14.3%	32.2%	31.9%

小学生から高校生までの児童生徒がいる家庭の方に聞いたところ、「学校の防災教育の内容を知っている」割合は31.7%（H26：33.5%）となっており、「学校で防災教育が行われているかどうかわからない」割合と同率となっています。

「学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある」割合が15.3%（H26：19.2%）と低下していることから、学校の防災教育の内容が家庭でも共有されるよう取組を強化していく必要があります。

○問 27 「公助」による防災・減災の取組(新規項目)

東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受け、三重県では防災・減災対策を県政の最重要課題に掲げて、国や市町など関係機関と連携しながら様々な取組を進めているところです。あなたは、どのようなときに、以前よりも防災・減災の取組が進んできた実感しましたか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	テレビや新聞で県や市町などの防災・減災施策に関する報道が増えてきたと感じたとき	県や市町の広報誌などで防災・減災施策に関する取組を目にする機会が増えてきたと感じたとき	地域における防災講演会などの防災啓発イベントの開催頻度が増え、内容が充実してきたと感じたとき	携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき	避難路や避難所の整備、堤防の補強工事や河川改修などのハード整備が進んできたと感じたとき
回答率	55.5%	36.3%	13.3%	48.2%	20.6%
	6	7			
選択肢	その他	あまり取組が進んだとは思わない			
回答率	2.0%	11.0%			

「公助」として取り組んできた防災・減災対策への評価として、県民が以前より防災・減災の取組が進んでいると実感しているかを聞いたところ、多くが「テレビや新聞で県や市町などの防災・減災施策に関する報道が増えてきたと感じたとき」、「携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき」、「県や市町の広報誌などで防災・減災施策に関する取組を目にする機会が増えてきたと感じたとき」に取組が進んでいることを実感したと回答されています。

引き続き、「公助」として防災・減災対策を着実に進めていく必要があります。

○問 30 住まいの耐震診断および地震対策の状況(継続項目)

あなたのご自宅(同じ敷地内で建替えを行った場合、建替え前の住宅を含む、借家も含む)は、耐震診断を受けたことがありますか。受けたことがある場合は、診断結果はどうでしたか。(一つだけ○)

※一戸建ての持ち家・借家で昭和56年5月以前に着工・建築された木造の家と回答された方を対象としています。

	1	2	3
選択肢	受けたことがない	受けたことがあり、補強工事が必要と診断された	受けたことがあり、補強工事は必要なかった
回答率	78.1%	10.6%	2.5%
<H26>	74.1%	10.8%	2.9%

「2.受けたことがあり、補強工事が必要と診断された」と回答された方にお尋ねします。耐震補強が必要と診断された後、補強工事を行いましたか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事を行った	建て替えた	補強設計のみ行った	現在検討中	工事を行うつもりはない
回答率	22.8%	0.0%	3.0%	34.7%	38.6%
<H26>	28.4%	1.0%	2.0%	31.4%	28.4%

耐震診断や耐震補強工事の補助対象となる、「昭和56年5月以前に着工・建築された木造の一戸建ての持ち家・借家」について、「耐震診断を受けたことがない」人は78.1%(H26:74.1%)でした。また、耐震診断を受けた方のうち、「工事を行うつもりはない」と人は38.6%でした。

大規模地震発生時に、家屋倒壊の危険性が高い家に住みながら、耐震診断を受けたことがない、また耐震診断を受けたにもかかわらず補強工事を行う予定がない人の割合が多いことは大きな課題です。

引き続き、家屋の耐震診断や耐震化対策の必要性の啓発及び促進に取り組んでいく必要があります。

○問 32 住宅の耐震補強に対する意向(継続項目)

耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由は何ですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事に多額な費用がかかるから	補強設計に多額な費用がかかるから	耐震化しても大地震による被害は避けられないと思うから	当分のあいだ大地震は起きないと思うから	手間がかかるから
回答率	77.9%	15.6%	15.6%	1.3%	7.8%
<H26>	67.6%	25.0%	20.6%	2.9%	2.9%
	6				
選択肢	その他				
回答率	14.5%				
<H26>	19.1%				

住宅の耐震補強を行わない理由を確認したところ、「補強工事に多額な費用がかかるから」が77.9%と最も多く、次いで、「補強設計に多額な費用がかかるから」が15.6%となりました。

経済的な理由から、耐震補強工事を行わない県民の割合が増えています。

○問 34 住宅の部分補強に対する意向(継続項目)

問 32 で、「1. 補強工事に多額な費用がかかるから」と答えた方にお尋ねします。建物全体の安全性は劣るものの建物の一部分(例えば壁1枚のみ)を耐震補強することで少しでも安全性が向上するのであれば、補強したいと思いますか。(一つだけ○)

	1	2
選択肢	建物の一部分の補強工事にかかる費用が安価であれば実施したい	建物の一部分でも補強工事に費用がかかるため、実施しない
回答率	70.0%	26.7%
<H26>	65.2%	23.9%

住宅の部分補強に対する意向について、耐震化に取り組まない理由として、「補強工事に多額な費用がかかるから」と回答された方に、さらに建物の一部分であれば、補強工事したいかを尋ねたところ、「建物の一部分の補強工事にかかる費用が安価であれば実施したい」と回答された方が70.0%となり、変わらず部分補強へのニーズが高いことが明らかになりました。

4 今後の対応

引き続き、年齢や市町別、津波危険地域等の属性別クロス集計や設問間のクロス集計など用いた調査結果の分析を進めるとともに、自由記述の記載内容も精査して、平成28年3月に詳細な調査結果を取りまとめます。

調査結果については、市町を始めとする関係機関との情報共有を図りながら、今後の防災・減災対策に反映していきます。

平成 27 年度 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練について

平成 27 年 10 月 23 日（金）～24 日（土）の 2 日間、「養老―桑名―四日市断層帯」を震源とする内陸型地震が発生し、北勢地域の複数市町で最大震度 7 を観測した、との想定のもと、主会場の長島運動公園（桑名市）をはじめ、9 か所のサテライト会場を設け、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練を実施しました。

1 訓練概要

（1）実施日時及び場所

①平成 27 年 10 月 23 日（金） 9：00～22：00

県庁、桑名市（消防本部・長島観光開発（株））、四日市市（消防本部・コスモ石油（株）四日市製油所ほか）、鈴鹿市（消防本部・県消防学校）、亀山市（消防本部）、菰野町（消防本部）

②平成 27 年 10 月 24 日（土） 9：00～12：15

桑名市（長島運動公園・長島北部小学校ほか）、四日市市（県立総合医療センター一ほか）、鈴鹿市（老人ホーム万寿）、亀山市（鈴鹿川河川敷グラウンド）、木曾岬町（木曾岬小学校）

（2）訓練に参加した隊・機関

①県外（富山県・岐阜県・静岡県・福井県・愛知県・石川県）の緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊〔消防機関参加部隊数 146 隊（県外：100 隊、県内 46 隊）〕

②航空関係〔名古屋市消防航空隊ほか 13 機関・13 機〕

③救助関係〔陸上自衛隊第 33 普通科連隊ほか 9 機関〕

④医療機関〔県立総合医療センター・いなべ総合病院〕

⑤指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関〔10 機関〕

⑥企業・団体等（コスモ石油（株）四日市製油所ほか 22 企業・団体）

（3）訓練参加者数

約 1,300 人

<内訳>参加隊・機関：850 人、地域住民（消防団を含む）：150 人、主催者（消防本部等訓練スタッフを含む）：300 人

（4）訓練内容

①図上訓練

県庁講堂に設置された災害対策本部各班と消防応援活動調整本部の連携を主とした運営訓練を行うとともに、北勢地域の各消防本部（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町）に指揮本部・指揮支援本部を設置し、実動訓練と一部連動した訓練を実施しました。

②実動訓練

これまでの県総合防災訓練における 3 つのポイント、①地域の災害特性に応じたテーマ設定、②関係機関との連携強化、③住民参加、を踏まえたうえで、今回の訓練が県総合防災訓練と緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の合同開催であることから、特に「②関係機関との連携強化」を重視し、県及び被災市町における受援体制の確立、各機関における活動技術の向上及び各救助医療等関係機関との連携活動の強化を図りました。

ア. 参集及び受入訓練

被災地管轄消防本部は、受援計画に規定する離着陸場所又は数か所の進出拠点において参集及び受入訓練を実施しました。

イ. 部隊運用訓練

- ◆ 10月23日(金)は、実際の街区やコンビナート事業所等を活用した桑名市、四日市市、鈴鹿市の3か所のサテライト会場で訓練を実施しました。
 - ・地震被害地区検索訓練、土砂埋没事故救出訓練等(桑名市)
 - ・大規模危険物(コンビナート)火災対応訓練(四日市市)
 - ・土砂埋没車両救出訓練、低所救出訓練、座屈・ガレキ救出訓練等(鈴鹿市)
- ◆ 10月24日(土)は、中部6県の緊急消防援助隊と県内相互応援隊、自衛隊、警察、DMAT、地元消防団等と連携した訓練を行いました。また、要救助者や救助の初動活動に地域住民の方が参加する訓練を実施しました。

【救助関係機関等が連携した訓練】

- ・液状化冠水地区救出訓練、液状化冠水地区火災対応訓練、漂流者等水難人命検索・救助訓練、倒壊家屋座屈建物救出訓練、土砂埋没事故救出訓練、多重衝突事故救出訓練、多数傷病者対応訓練、毒劇物漏洩災害対応訓練 等

【住民が参加した訓練】

- ・倒壊家屋からの周辺住民による救出活動訓練、液状化による浸水が始まる中での避難行動訓練(主会場)
- ・堤防決壊を想定した地域住民による高い建物への垂直避難訓練、「緊急サイン」(緊急搬送・緊急物資の要求)による航空機(ヘリ)との意思疎通訓練、等(サテライト会場)

2 航空機運用訓練

陸上訓練と同様、緊急消防援助隊の初動体制、各部隊における活動技術の向上、関係機関との連携活動の強化及び三重県緊急消防援助隊受援計画における航空小隊の受援体制の確立を図りました。

【訓練項目】

- ・航空小隊集結訓練、災害情報収集・配信・映像伝達訓練、航空機運用調整訓練、部隊航空輸送訓練、漂流者等水難人命検索・救助訓練、大規模市街地火災対応・空中消火訓練、DMAT移送・傷病者転送訓練、救助活動訓練、物資搬送訓練 等

3 成果と課題

- ・災害現場での連携を強化するため、訓練会場に救助関係機関の現地合同指揮所を設置するなどの活動を実施し、災害現場における救助関係機関間の連携した活動を確認することができました。
- ・訓練の様子を観覧いただくうえで、会場のレイアウトや訓練の見せ方等に課題が残りました。

◇10月23日(金)

県庁 図上訓練①



県庁 図上訓練②



【桑名市 サテライト会場】
地震被害地区救出訓練



【桑名市 サテライト会場】
土砂埋没事故救出訓練



【桑名市 サテライト会場】
倒壊家屋座屈建物救出訓練



【桑名市 宿営訓練会場】
消防庁次長による激励巡視



【四日市市 サテライト会場】

大規模危険物（コンビナート）火災対応訓練



【四日市市 サテライト会場】

大規模危険物（コンビナート）火災対応訓練



【鈴鹿市 サテライト会場】

土砂埋没車両救出訓練



【鈴鹿市サテライト会場】

低所救出訓練



【鈴鹿市 サテライト会場】

座屈・ガレキ救出訓練



【鈴鹿市 サテライト会場】

防災対策部長による訓練激励



◇10月24日(土)

【桑名市 主会場】

液状化冠水地区救出訓練①

住民の方と避難する鈴木知事と伊藤桑名市長



【桑名市 主会場】

液状化冠水地区救出訓練②



【桑名市 主会場】

液状化冠水地区火災対応訓練①



【桑名市 主会場】

液状化冠水地区火災対応訓練②



【桑名市 主会場】

倒壊家屋座屈建物救出訓練①



【桑名市 主会場】

倒壊家屋座屈建物救出訓練②



【桑名市 主会場】

土砂埋没事故救出訓練①

初期救助活動を行う桑名市消防団員



【桑名市 主会場】

土砂埋没事故救出訓練②



【桑名市 主会場】

多重衝突事故救出訓練①



【桑名市 主会場】

多重衝突事故救出訓練②



【桑名市 主会場】

多数傷病者訓練①



【桑名市 主会場】

多数傷病者訓練②



【木曾岬町 木曾岬小学校】
緊急サインの確認①



【木曾岬町 木曾岬小学校】
緊急サインの確認②



【桑名市 長島北部小学校】
屋上への避難者の救出訓練①



【桑名市 長島北部小学校】
屋上への避難者の救出訓練②



【桑名市 伊曾島小学校】
緊急サインの表示



【桑名市 伊曾島小学校】
緊急サインを受け、物資を搬送



【桑名市 主会場】

航空機運用調整訓練①



【桑名市 主会場】

航空機運用調整訓練②



【桑名市 主会場】

展示・啓発ブース（特殊車両の展示）



【桑名市 主会場】

展示・啓発ブース



【桑名 主会場】

訓練スタッフとして参加した初任科学生



【桑名 主会場】

終了式

